


仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇、なくそう差別！ ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

第6回地方委員会

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3825
18年1月30日(火)
・Fax 095-828-1953

おはようございます。
早いもので一月もあつとい
う間に過ぎ去ろうとしていま
す。
まだまだ寒い日が続きますの
で繁忙期の疲れと重なり体調
を崩さないよう過ごしたいも
のです。

第6回地方委員会

私たち郵政産業労働者ユニ
オン九州地方本部は1月28
日(日)13時より長崎中央
郵便局会議室にて、第6回地
方委員会を開催しました。九
州各地より地方委員が長崎に
結集し活発な意見が出されま
した。今回は一般経過報告で
掲載された職場の声と共に発
言された意見を紹介します。

正社員女性

人間関係が不足の為いろい
ろマイナスが発生している
と思う。

期間雇用社員男性

仕事の成果・評価を数字不要
した時間・達成した数量など

で把握しようとしているが、
それだけで各個人のスキル評
価に結び付けるのはどうだろ
う。

小包担当者

小包物数激増への対応が日
本郵便はあまりにも遅すぎる。
ヤマトや佐川急便が11月から
ら値上げするのに18年3月
とは、総量規制など根本的な
取り組みを一刻も早く行っ
てきた。

非正規社員

正社員登用への狭き門、合
格への条件は社員ノルマ達成
重視(必須)
賃金格差があるうえ期間雇
用社員をやたらと悪用する。

営業ノルマは販売協力とし

ながら、半強制的な指示指
導。超勤削減はいいが、無謀
な業務配分、人員削減

人、時間が足りないのでは

むを得ないかもしれないです
が、何事も時間をかけて丁寧
に教えてもらいたい。人を育
てるのに、もう少し時間を使
っていただけると良いと思
います。

定時退社を強く言い過ぎる

と思います。早さももちろん
大切です。その為に疎かにな
ってはいけない事が沢山ある
ことも理解していますが、慌
てずに正確にしたいです。



期間雇用社員から正社員(一
般職)への登用に係る最終合
格者

日本郵政

出願者・・・38名
合格者・・・9名

郵便コース

出願者・・・15448名
合格者・・・2575名

窓口コース

出願者・・・1851名
合格者・・・704名

ゆうちょ銀行

出願者・・・272名
合格者・・・121名

かんほ生命

出願者・・・168名
合格者・・・43名

という結果だ。
特徴的なのは郵便コースの合
格率の低さだ。

私も落ちた者の一人である
が、採用の基準が全く分から
ない。集配営業部で配達がど
れだけ早く正確にやれてもそ
んなの関係ない！営業成績？
仮に複数の者が営業成績が全
くの横並びだったとしても。
それでも受かる者と落ちる者
が出る。他に何かあるのだろ
うか。選考基準をはっきりさ
せるべきだと思つ。ニンジン
をぶら下げて馬を走らせるよ
うな登用試験はやめて頂き
たい。

20条裁判

今年も昨年末のゆうパック
から年賀作業と激務が続いた
社員一丸となって頑張つて乗
り越えた・・・と思つている。
ところが、正社員は年末年始
勤務手当がある。正月休めず
家族と過ごすことができな
いと言つて代わりの冬期休暇
がある。それで少しでもリフ
レッシュ出来るだろう。期間
雇用社員はない。同じ仕事し
て家族と過ごせないのは同じ
なのにリフレッシュ出来ず
いる。

そついつ不合理を訴えている
のが郵政20条裁判なのだ。

昨年9月14日、東日本2
0条裁判では、求めた手当と
休暇10項目の内、年末年始
勤務手当・住居手当・夏期
冬期休暇・有休の病欠休暇
の4項目を東京地裁が不合理
があるとして認める画期的な

判決が出ました。そして多く
のマスコミがこの判決を取り
上げました。
現在郵政20条裁判は、東
日本裁判の他に西日本裁判が
争われています。2月21日
には大阪地裁で判決が言い渡
されます。九州地本からも当
日は傍聴支援を派遣する予定
です。また、九州では佐賀裁
判の支援を行っています。こ
のたたくも20条裁判と位
置づけ最大限の支援を行う予
定です。是非注目してくださ
い。そして傍聴支援してくだ
さい。



今回の地方委員会で各支部
の話や聞くと『要員不足』と
いう言葉が一番でした。募集
をかけても人が集まらないの
はそれなりの原因があるから
ではないでしょうか。早急な
対応が望まれます。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。
1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。